

民間事業者との連携について

—第2回埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議—

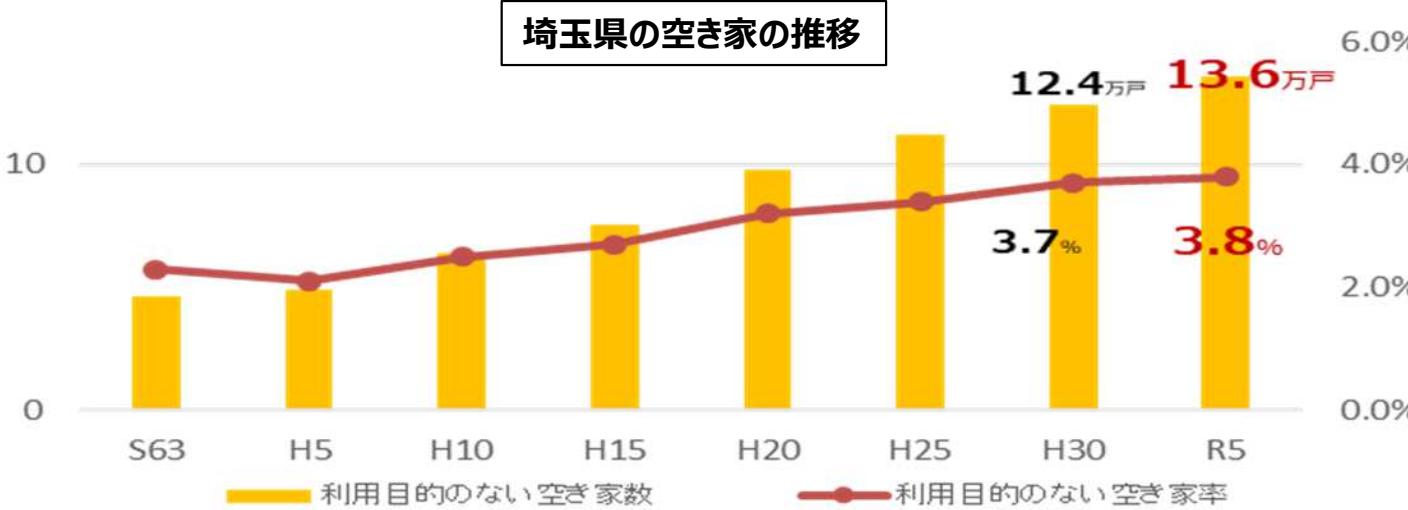
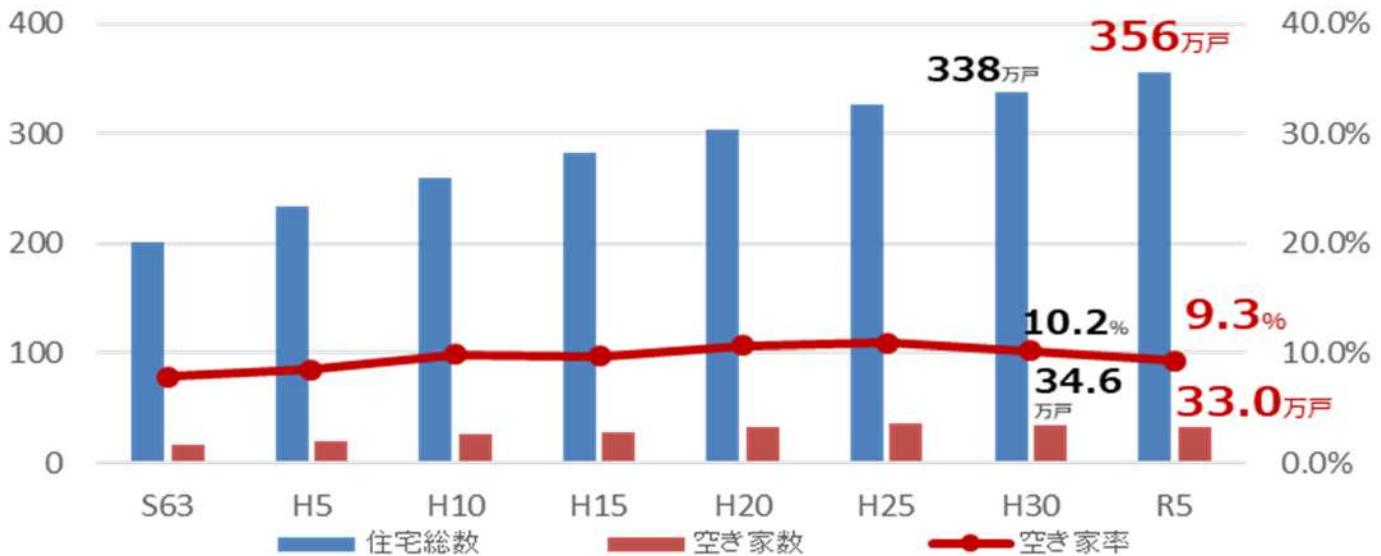
令和8年2月
埼玉県建築安全課

(1) 埼玉県の空き家の現状

- 空き家率は **9.3%** で 全国1位（低い順） (全国平均 13.8%)
- 利用目的のない空き家率は **3.8%** で 全国3位（低い順） (全国平均 5.9%)
- 空き家戸数は **約33万戸** で 全国順位9位 (全国平均約 19.2万戸)
- 売買や賃貸、また別荘等の二次的利用の住宅を除く、利用目的のない空き家戸数は **約13万6千戸** で 全国順位8位 (全国平均約 8.2万戸)

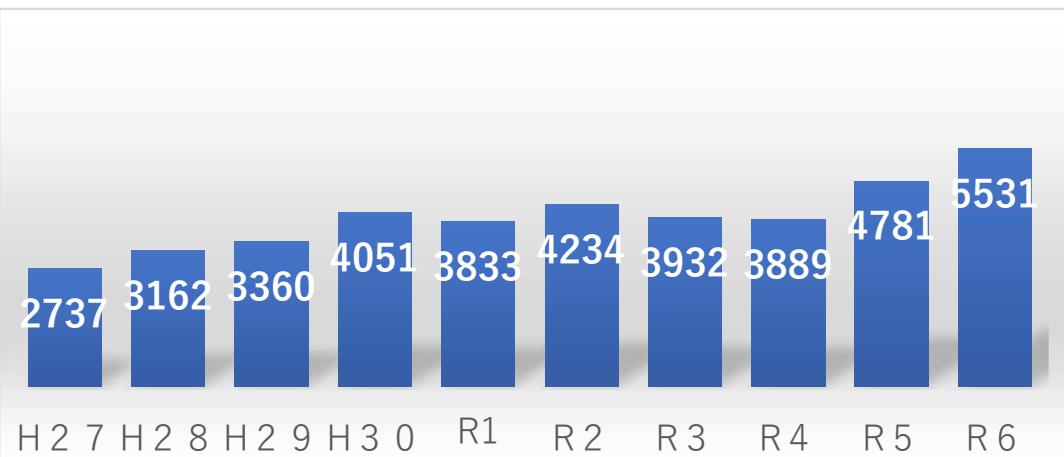
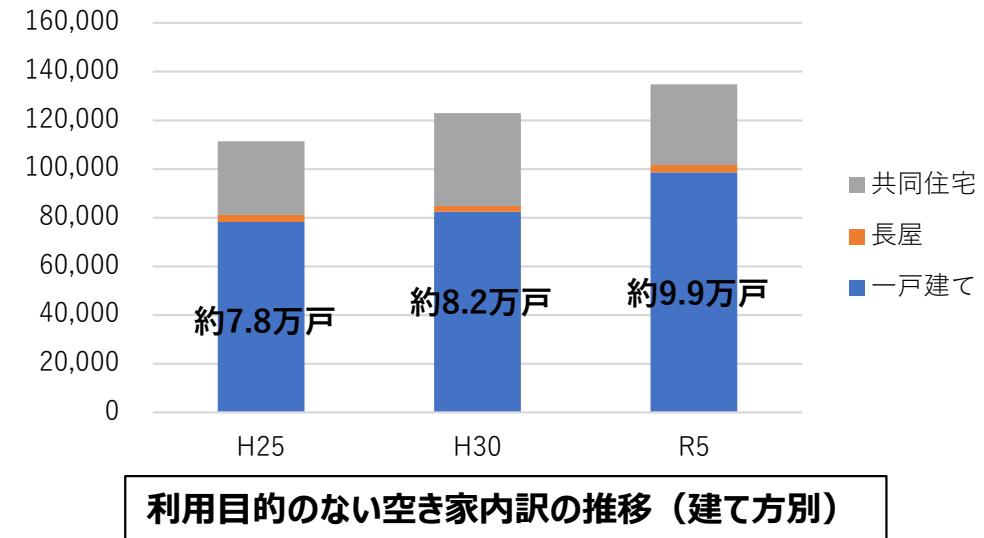
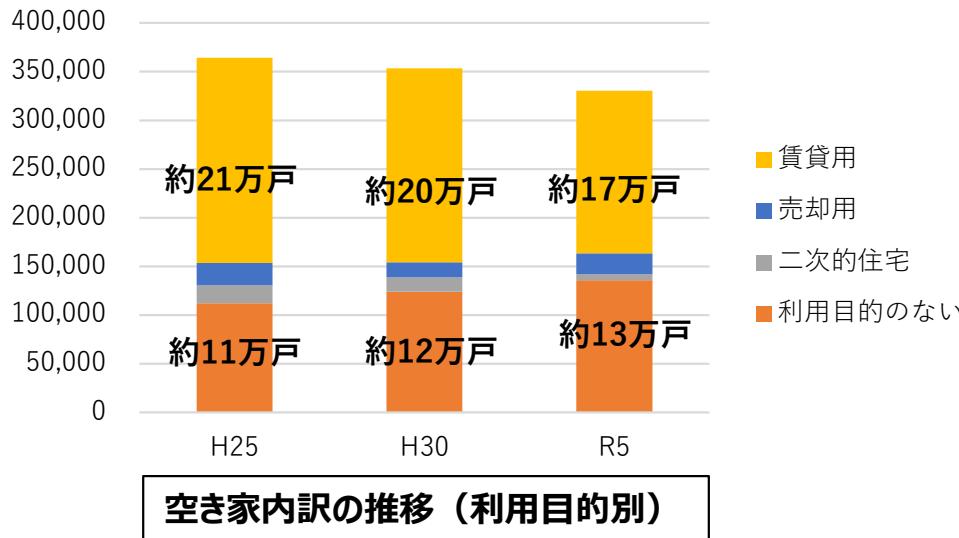
(2) 埼玉県の空き家の推移

■賃貸・売買用及び二次的住宅を含む空き家は平成30年度から令和5年度にかけて、1.6万戸程度減少していますが、**利用目的のない空き家は増加**しています。



(2) 埼玉県の空き家の推移

- 賃貸用の空き家が減って、**利用目的のない空き家が増加**しています。
- 利用目的のない空き家の推移としては、**一戸建て住宅が増加**しています。
- 平成27年度と比較すると令和6年度は市町村の**苦情件数が約2倍に増加**しています。



(3) 民間事業者との連携の必要性

■利用目的のない空き家は年々増加しており、少子高齢者の進行により今後も増加が見込まれます。

→空き家の数が増加し、問題が多岐にわたるため、行政のみで空き家対策を行うことは困難であり、**民間事業者との連携が不可欠**になります。

<国の取り組み>

① **空き家等管理活用支援法人の指定**（令和5年12月空き家法改正）

- 所有者が空家の活用や管理の方法、除却に係る情報を容易に入手し、相談できる環境が少ない。
- 多くの市区町村では、マンパワーや専門的知識が不足しており、所有者への働きかけ等が十分にできない。

② **空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドライン**（令和5年12月）

- 空き家の活用や適正管理を進める上では、民間事業者等との連携が不可欠。
- 活用が困難な状態に陥る前に、早期に空き家の所在を把握し、民間事業者等に情報提供することが重要。高齢化の進展に伴い、所有者に判断能力があるうちに、将来的な住宅の活用意向を明確にしておくように働きかける対策が求められる。

市町村が空き家の活用や適正管理を促進するためには、**収集した空き家に関する情報をその所有者の同意を得た上で、宅地建物取引業者等に提供するなど**、民間事業者等との連携が不可欠となる。このような官民連携の取組は、地域の空き家に対する新たなニーズの喚起や、活用の促進に大きく寄与するものであり、市町村の空き家対策に係る負担の軽減にも資することが期待される。

(4) 市町村の取り組みの共有

民間事業者と連携した空き家対策と先進事例について

(1) 深谷市空き家活用相談事業に対する連携について

深谷市協働推進部自治振興課

(2) 埼玉りそな銀行の「空き家まるごと解決システム」との連携について

さいたま市環境局環境共生部環境総務課
埼玉りそな銀行地域ビジネス部地域ビジネス室

(3) わがままハウスプロジェクトについて

草加市都市整備部住宅政策課